

大阪市告示第17号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年1月8日

大阪市長 横山英幸

次の道路上にある物件は、道路法第43条第2号の規定に違反するので、令和8年1月22日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

| 種類 | 場所 |
|-------------------|----------------|
| 自動二輪車 (スズキ 黒色) | 阿倍野区西田辺町2丁目4番先 |
| 自動二輪車 (ホンダ 黒色) | 阿倍野区西田辺町2丁目4番先 |
| 普通自動車 (外国車 黒色) | 浪速区塩草3丁目11番先 |

(建設局総務部管理課)